

令和3年度 第11回 2月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 令和4年 2月25日(金) 午前 9時 から

※ 場 所 活性化センター 「結いの館」

※ 出席した委員

1. 渡委員 2. 脇田委員 3. 坂井委員 4. 時田委員 5. 前田委員
6. 倉本委員 8. 石原委員

※ 欠席した委員

7. 重野委員

※ 出席した職員

産業振興課課長、吉原主事補、推進員2名

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 栄 平四郎 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 石原 将央 君
- ・日程第1 議事録署名委員の報告 1番 委員・2番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 令和4年2月25日(金)の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し
- ・日程第4 協議事項 無し

○議 長 議案第6号「3条申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 議案6号について、提案理由の朗読と説明を行います。

(資料参照の上説明)

申請者が〇〇様、許可を受けようとする土地の所在が△△、登記地目が畑、現況地目も畑、面積が1,189㎡。譲渡人が□□様、譲受人が〇〇様です。使用賃借による権利の設定を10年間としています。畑の所在は、地図をご参照ください。許可を受けたあとはパッションフルーツのハウスを建てる予定になってます。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第6号について、これより質疑にはいきりません。

～ 質 議 な し ～

- 議 長 質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

- 議 長 続きまして、議案7号「3条申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 事務局 議案6号について、提案理由の朗読と説明を行います。
申請者が●●様、許可を受けようとする土地の所在が▲▲、登記地目が畑、現況地目も畑、面積が1,049㎡。譲渡人が■■様、譲受人が●●様です。使用賃借による権利の設定を5年間としています。畑の所在は、地図をご参照ください。許可を受けたあとはパッションフルーツのハウスを建てる予定になってます。
皆様のご審議よろしくをお願いします。

- 議 長 只今の報告のとおり、議案第7号について、これより質疑には入りません。

～ 質 議 な し ～

- 議 長 質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

- 議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

- 議 長 議案第8号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

- 事務局 議案第8号について、提案理由の朗読と説明を行います。
(資料参照の上説明)
- 申請者は▽▽集落会代表の◎◎様、土地の所在地は▼▼、登記簿上は一般畑ということですが現況は宅地で公民館として使用されているということです。面積は132㎡。非農地に至った理由並びに現在の管理状況ですが、昭和48年2月に▽▽公民館が建設され、20年以上経過しており、農地への普及が困難な状況であるということになってます。この土地に▽▽防災会館を新設しようとしたときに農地であったと判明したため非農地という形であげていくところであります。
- この件について、今回は非農地としてあがってきている状態です。こういった案件について、今後非農地で判断するのか、それとも4条・5条で追認許可を受けてもらうのか許可判断基準を定めたいと考えております。まずは現地視察にいったあとですので非農地証明願について審議したあと、その他で非農地証明についての判断基準を審議したいと思っております。
- 議長 只今の報告のとおり、議案第8号について、これより質疑には入りません。
- 1番 何十年も経過している場合は非農地と判断していいんですか。
- 事務局 今現在は非農地としての判断基準が明確化されていませんので、こういった申請が上がってくるたびに農業委員会で現地の状況であったり、経緯をみながら判断している状況です。
- 1番 何十年も経ってるので時効になるのでは。
- 2番 何年で時効なんですか。
- 事務局 明確な時効については定められていないのが現状です。ですので市町村サービスの一環として「何年以上経ったら4条・5条ではなくて非農地申請で受け付けましょう。」とそれぞれの市町村ごとで期間や細かい設定を定めて処理している状態です。今、宇検村では明確な基準がなく、一件一件その都度農業委員会で現地をみて判断している状態です。
- 議長 今回の案件は49年経過しているため、20年以上経過しているのに

関しては非農地として判断して、今後、20年以下の案件に対しては皆さんで検討して新しい基準にもっていけばいいんじゃないでしょうか。

○議長 　　それでよろしいでしょうか。

～ 質 疑 な し ～

○議長 　　質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 　　全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

○議長 　　議案第9号「農地利用計画変更申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局 　　議案第9号について、提案理由の朗読と説明を行います。
（資料参照の上説明）

「宇検村農業振興地域整備計画変更案に対する意見について」と書かれている資料をご参照ください。

先月も上がってきましたが、土地の一部を畑から施設用地として変えてそこに倉庫を建てるための宇検村で設定している地域整備計画の変更に関する意見を求めるという申請になります。

変更する土地の住所は、◇◇の一部30㎡、申請人は◆◆様。これは、◆◆様が宇検村に提出して宇検村が受け付けて県とやり取りをするうえで農業委員会に意見聴取をするという流れになります。

変更目的及び理由なんですが、「申請人は、◆◆様である。この度農地の一部に農業用倉庫を建築する計画であります。このことにより農作業が効率的に行うことができ休憩等も行えることから農用地区域からの一部用途区分を変更させる。」となっております。

申請地なんですが2枚目に構図がついてまして、3枚目に現地の写真が添付されています。この畑の一部を畑から施設用地という区分に変更したいということです。5枚目に農地利用計画変更申出書も添付していますのでそちらも確認しご審議していただきたいと思います。

○議 長 只今の報告のとおり、議案第9号について、これより質疑には入りません。

○推進員 この農地は申請人の農地ですか。申請人でなければ所有者の許可が必要になると思うのですが。

○事務局 土地の所有者に関しては後ほど確認したいと思います。所有者が申請人でない場合は必要書類を申請してもらいたいと思います。

○議 長 その他、質疑ありませんか。

～ 質 議 な し ～

○議 長 質疑なしと認めます。これを持って質疑を終了します。本案について許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長 全員挙手でございます。よって本案は許可することに決定いたします。

・日程第5 その他 『事務局よりの連絡・報告等』

・非農地申請許可基準について（添付資料あり）

○事務局 非農地の申請許可基準について、皆さんにご審議をしていただきたいと思います。

非農地申請についての資料をご参照ください。

1～4が宇検村の現状とこちらが考えていることとなります。

「1. 非農地申請は農地法等で定められている3条や4・5条とは違い、市町村が独自に行っている「行政サービス」の一環である。

2. そのため、国等から定められた明確な判断基準がないため、それぞれの農業委員会で独自に基準を定めている状態。

3. 宇検村でも過去に非農地申請があり、現場の状況等を鑑みて許可した経緯がある。

4. 今回、他の市町村にならって、明確な許可基準を判定し、今後は

その基準に従って、許可の可否を判断していきたい。」

と考えております。

他の市町村を参考にして作成したのが、非農地証明書交付基準（案）になります。主に協議してもらいたい箇所が、4番目なんですが、

「4. 人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に10年以上経過しており、農地行政上、特に支障がないと認められる土地。」

ここを10年にするのか20年にするのかが主に各市町村で違ってくる箇所になります。資料の2枚目以降は、他の市町村のホームページに記載されていた基準です。資料真ん中あたりに記載されている

「5. 申請時から過去10年間、違反転用として追及されておらず、かつ、今後も追及する見込みがないこと。」

これは10年以上経過していれば非農地申請を認めますという書きぶりになります。資料の3枚目をご参照ください。

「4. 住宅等の敷地として利用され、建築後おおむね20年以上経過している土地。

「5. 住宅等の進入道路その他生活上必要不可欠な道路敷地として利用され、おおむね20年以上経過している土地。」

こちらの市町村に関しては20年以上経過していれば非農地申請を認めるとなっております。他の市町村も10年であったり20年であったり、おおむねこの年数が違い他は同じになります。そこで、宇検村に関してはこの年数を何年にするのか、更に追加する項目はないか案を出し合っていたいただきたいと思います。

○推進員

10年か20年か決めるだけであって、非農地申請と4・5条申請とでは申請書が変わるだけで内容はたいして変わるものではないですが、要は一回建築したものを農業委員会がひっくり返すことはまずできない、以前、農業委員会が裁判で負けている事例もありますので。ですので、農業委員会としては建築する前にその土地が農地でないか確認をしていく必要があります。農業委員でない限りその土地が農地であるか分からないので今後同じような事例が起きないためには、家を建築する人がいたら農業委員は目を光らせておく必要があるということです。

非農地申請に関して私は、10年、20年でも申請書が変わるだけなので何年でも構わないですが、4・5条申請だと多くの書類を作成し集めないといけないので要約しようと思えば20年以上になるのではないのでしょうか。

○議長

非農地申請に関しては、10年以上として、各集落の区長さんと農業

委員会が連携していくという形でよろしいでしょうか。

～ 全 員 挙 手 ～

○事務局 でしたら、先ほどの「非農地証明書交付基準（案）」を採用し、今後、非農地申請が上がってきた際にはこの基準をもとに許可の可否を判断していきたいと思います。基準日は本日令和4年度2月25日にしたいと思います。

○議 長 その他、ご意見等ございませんか。

（ 質 問、 意 見 な し ）

○議 長 質問、意見等が無いようですので、本日の日程は全部終了しました。これをもって、令和3年度第11回2月定例総会を閉会します。